アメリカ植民地における民主主義

と民族独立の闘い(II)

五

で見力が立て属し、こ

植民地におけ、政治組織と政治的民主主義の運動(上)―

治田富造

宇

五 植民地における政治組織と政治的民主主義の運動

四でのべたように、

植民地アメリカには、十七世紀のヨーロッパで支配していた『封建体制と重商主義体制との混

きわたった小農民的土地所有の基礎上に、 を 72 民地アメリカには、すでに大プランター・大土地所有者と特権的商業資本家との植民地の支配階級が成長しつつあっ たこと、――これらの事情のために、植民地アメリカにおける階級構造は、複雑であった。十七世紀をつうじて、植 て基本的生産関係が他の生産関係によって補足、強化されたこと、種々の型の生産関係の発展度が時間的にことなっ 合した体制』が移植されたこと、種々の型の生産関係が時間的に同時にならび存在したこと、一つの搾取領域におい 直接または間接に、搾取し、それによって富を積みかさねつつあった。けれども他の極には、植民地にひろくゆ かれらは、大土地所有と商業的独占の基礎上に、年期奉公人、 独立自営の小農民の階級もまた急速に発展しつつあった。 奴隸、 小生産者 (独立自営小農民、 職人)の労働

八五

八六

の民主主義』("the new frontire small famer type of democracy") を代表した。そしてこれら二つの勢力間 とも一七六三年までは)となった。ネッテルスはつぎのようにのべている。 の、貴族的専制勢力と民主主義勢力とのあいだの、闘争は、植民地アメリカの社会を発展させる主要な要因(少なく 民主主義勢力の主流をなした。かれらは、アメリカにおける民主主義を特徴ずける『新しいフロンティーア小農民型 権力とを集中しようとする貴族的専制勢力を構成した。 十七世紀の植民地アメリカにおけるもっとも主要な階級は、 後者は多数者のあいだに富と権力とを分散させようとする これらの諸階級であった。前者は小数者の手中に富と

中に富と権力とを集中させようとする傾向であり、もう一つは人民大衆のあいだに富と権力とを分散させようとする という従属的状態から脱却して、 権や公務につく権利などの政治的権利を手にいれる資格をアメリカでもつようになった。かれらは、奉公人や小作人 イギリスの政治的自由は、その当時、 の保証をうける資格をもつようになった。イギリスでは政治的権利をもっている財産所有者の階級は少かったので、 たえねばならなかった。したがって多数の小土地所有者が発生し、かれらは所有する財産のおかげでイギリスの自由 民地の発起人によって導入された。けれども、移住民を手にいれるために、発起人は有像無像の移民たちに土地をあ 運動である。 『アメリカの歴史は、二つの対立する傾向のあいだの深刻な継続的な衝突をしめしている。その一つは少数者の手 その結果はイギリスの自由の民主主義化であった。幾千人の移住してきたイギリス人は、たとえば投票 第一の傾向すなわち貴族政治的傾向が、領主、資本家および僧侶による支配を樹立しようとつとめた植 独立した農民あるいは職人となった。アメリカのフロンティーアは経済的自由と財 貴族的政治とまったく両立した。非常に多数のアメリカ移住民が財産を獲得し

産とをあたえ、そしてそれらは、移住民にイギリスの自由を手にいれる資格をあたえた。

けれども大財産所有者は、政

治を支配することによってじぶんたちの利益を守ろうとして、同じような動機によってかりたてられていたより弱 人びとと衝突するようになった。その結果生じた闘争はアメリカ歴史の中心的課題をなしてきた。貴族政治的グル

数者の手中に権力を集中させ、 は、それは民主主義的原則を前進させる傾向をもった。これに反して、メリーランドおよびカロライナの特許状は少 プも、民主主義グループも、じぶんたちの特殊な利益に都合のよいように特許状を解釈し、 Ⅰ・イングランドの特許状は政治的権利を、どちらかといえば、移住民たちのあいだにひろく分散していたかぎり かくて貴族政治的原則を助長し、多数者と少数者とのあいだの衝突を尖鋭化させた。」 利用しようとつとめた。

そのうえに発生した物質的利害関係はなんであったか。この問題に答えるために、 この新しい大陸の必要をみたすために、どのような闘争をつうじて、どのように改造したか。そしてこれらの闘争が ようにして植民地の弱い人びとを支配したか。他方、民主主義グループは、この貴族政治的グループの政治組織を、 それでは、 貴族政治的グループは、じぶんたちの階級的利益を守るために、どのような政治組織をつうじて、どの われわれは、ニュー・イングラン

ニュー・イングランド植民地における 政治組織とニュー・イングランドにおける神権政治(theocracy)にた

私領諸植民地のおのおのについて考察しよう。

いする闘

ド植民地、

ヴァジニア植民地、

の特権は無効となった。そればかりでなく、ピルグリムたちは、 は一六二〇年十二月に、もっと北のコード岬に上陸し、ここに定住した。そのためにかれらにあたえられていた自治 かれらの最初の計画ではヴァジニア会社の地域の一部に移住するはずであったが、この最初の計画に反して、 ニュー・イングランド最初の植民地は、 分離派(separatist)のピルグリム・ファーザースによってつくられた。 もともと王室からの特許状があたえられていなか かれら

八七

地の政治組織を、『人民の、人民による政府のアメリカ最初の手本だ』と評価している。 act")を起草し、それに署名した。そしてこの『メイフラワー契約』にしたがって、かれらは、 が、それは、 じぶんたちが服従すべき法律を制定することに同意した。こうしてプリマウス植民地がその存在をはじめたのである た。そこでかれらは上陸にさきだって、メイフラワー号の船中で有名な『メイフラワー契約』("Mayflowe: C. mp 自立と民主主義協同を表現した。ネッテルスは『メイフラワー契約』に表現されたこのプリマウス植民 市民社会を建設

の所有権を手にいれたのち、植民地のすべての財産を "old comers" に分配した。 これらの "old comers" 選挙し、法律を制定した。一六二七年にピルグリムたちはイギリスの後援者から独立し、すでにのべたように、 みとめたときに、 由人として投票権と公職につく権利をもった。 移住民たちは集会(assembly)あるいは総会(General Court)にあつまり、そこでかれらは、 政治的権利があたえられた。 "new comers"は、総会がかれらを自由人にふくめることを投票で 知事および参事を は自 土地

議員の総会で通過した法案にたいする拒否権はみとめられなかった。 sembly がいまや General Courtとなり、それは租税を課し、法律を制定する権限をもった。こうしてプリマウス すべての人びとによって選出された代議員から構成される代議制の assembly にかわった。そしてこの代議制の as 植民地の拡大につれて、すべての自由人から構成されていた General Court は、一六三八年以後は、各タウンから の立法府はつねに民主主義的な一院制度に終始した。知事と参事は自由人によって選挙され、そして知事と参事は代 その後、プリマウス植民地は拡大し、タウンの数は増大した(一六四三年のタウンの数は十であった)。 こうした

一六四〇年にはプリマウヌ植民地の大人人口の三分の一が自由民であった。inhabitant とよばれた非自由人は、代議員の選挙

権はあったが、代議員の被選挙権および知事の選挙権はなかった。

基礎は、 分離派の原則に忠実にしたがって、 もうけず、租税によって維持される教会を要求しなかった。こうして『プリマウスは民主主義に接近していた。 プリマウス植民地における末端の自治の単位は教徒集会(congregation) であり、ピルグリムたちは、 宗教における組合教会制(congregationalism)と人民のあいだへの富のかなり公平な分配とであった。 最初のあいだは、state charch をつくらず、 かつ選挙権の資格に宗教的制限を かれ その

* 一六五九年以後はクエーカー教徒の投票権はみとめられなくなった。

民地の経営から利潤をひきだすことを目的として出発した商事会社であった。この会社の設立後まもなく、 Puritan State の現地マサチュセッツ湾に移し、同時に、チャールズ一世のピューリタンにたいする宗教的迫害からのがれ、新大陸 めにのみ会社を経営してゆくことを主張した。これに反して、もう一つのグループは、指導部と特許状とをアメリカ かに対立する二つのグループが形成された。一つのグループは会社の指導部と特許状をイギリスにのこし、 セッツ湾会社によって発起されたマサチュセッツ湾植民地が一六二九年に設立された。 プリマウス植民地で民主主義が発展しつつあるあいだに、ニュー・イングランドには、 を建設しようと主張した。というのは、このマサチュセッツ湾会社は公開の株式会社であったた マサチュセッツ湾会社は植 より強力な植民地、 会社のな マサチ

非ピューリタンの手中に移ることを、このグループの人たちがおそれていたからである。 イギリスに会社の指導部がのこっているかぎりは、 株式の購買によって、 会社の支配権がかれらの敵手である

者とするグループが、 六二九年に、これら二つのグループのあいだに妥協ができ、かくて一六三〇年にジョン・ウインスロ 会社の指導部と特許状をマサチュセッツ湾に移し、 みずからアメリカに移住した。 プを指導

アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二)

.

インスロップは会社の知事に選ばれ、トーマス・ダットレイが副知事に選ばれた。二人ともイギリスの熱烈なピュ リタンであった。この二人の指導的人物のほかに、牧師ジョン・コットンがくわえられた。

蔑すべき政治形態だと考えた。けれども、これらのピューリタンの指導者が民主主義を否定し、 少なくともじぶんたちの最初の投資を安全にまもり、それから利潤をひきださなければならなかったからである。 ずいていた。すなわち、ピューリタンの指導者の多くのものはマサチュセッツ湾会社の株土であったので、 少数者の手中にとどめようとつとめた。 よる貴族的専制を樹立しようとした理由は、たんにかれらの宗教的理由によってばかりでなく、経済的理由にももと ならないと考えた。 ウインスロップもダットレイも、 またウインスロップもコットンも、 かれらの希望する Bible commonweaith かれらは、多数者による支配は、啓蒙された少数者の支配に席をゆずらねば 民主主義には信頼をおかず、民主主義をもっとも卑しい、 を建設するために、 少数者のグループに 植民地の支配を かれらは

ことは、 一六三一年には、マサチュセッツ湾の人口二千人のうち、わずかに、十六分の一ないし十二分の一の人たち ツの特許状はこの これらの自由人だけに、法律を制定し、役人を選出する権利をあたえた。 に積極的な方法をとった。すなわち、 マサチュセッツ湾植民地の指導者たちは、こうしてじぶんたち少数者の手中に植民地の支配を集中させておくため General Court に植民地の全権力をあたえた――は、こうした自由人からのみ構成された。 指導者たちは、マサチュセッツに現住している会社の株主だけを自由人とし、 そして General Court ――マサチュ この セ

百八人のマサチュセッツの移住民たちが自由人としてみとめられることをウインスロップに要求した。そしてかれら このような少数者の寡頭政治にたいする植民地人の不満は、はやくも一六三○年に爆発した。すなわちこの年に、

だけが投票権をもっていたにすぎなかったことを意味した。

件からじぶんたちの利益をまもるために、一六三一年と一六三六年に新しい法律を制定し、じぶんたちの支配力を強 は、 をもち、 化する方法を構じた。すなわち、一六三一年の法律はピューリタン教会のメンバーだけが自由人となることができる メンバーとなることができたのである。 ロップはこれらの人たちの要求をみとめざるをえなかった。けれども、ピューリタンの指導者たちは将来こうした事 もしじぶんたちの要求がいれられないならば大挙して植民地を去ると主張した。窮地においこめられたウインス 教会のメンバーだけが自由人であり、そして厳重な審査によって牧師によってみとめられた人だけが教会の 一六三六年の法律は当局の許可なしに新しい教会をつくることを禁止した。その結果、自由人だけが投票権

なるための手段としてのこの会社の株式の購入は、いまやピューリタン教会のメンバーとなることにとってかわられ の大部分が上層階級および中産階級からなる少数者に制限された。」こうして、もともとは商事会社として発足した 徹底的な神権国家(theocratic state)を樹立するために立案されたものであった。かくしていまや、 たのである マサチュセッツ湾会社は、 この二つの法律が一六六四年までつづいたこの Puritan State の基礎となった。モーレーはつぎのようにのべて 『この措置は、 支配的グループによってその権力を維持するために立案されたものであるが、それは同時に、 少数の支配グループによって支配される神権的政治団体となり、それとともに、自由人と

代議制度が採用され、各タウンの自由人は総会でかれらを代表する二名ないし三名の代議員を選出した。そして総会 は代議員の Chamber と参事の Chamber から成立した。代議員は勤労植民地大衆のより民主主義的な精神を反映し 総会(General Court)ははじめのうちは、すべての自由人によって構成されていたが、一六三四年十月以降は、

アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二)

たために、 たのに反し、参事は少数の貴族政治的グループの考えを表現した。この二つの翼は総会の内部でたがいに対立しあっ このことは、 一六六四年に総会は二院に分裂し、上院と下院にわかれた。そしてそれぞれがたがいに拒否権をもった。 あきらかに、金持ちの支配階級の利益を代表する上院の勝利を意味した。

代議員を選出し、 権政治に攻撃をくわえた。 けが『この共同体の主要な市民的権力』であることを宣言して、ウインスロップに指導される少数者の手中にある神 参事とによって課せられた税金の支払に反対するウォータータウンの移住民の大衆運動となって、爆発した。 圧力はついにウインスロップをして特許状を公開することをよぎなくさせた。 る権限は、これを自由人の総会にのみあたえていたからである。知事と参事の否定的な態度にもかかわらず、 公開することをおそれた。なぜなら、この特許状は、 人民の不満を表現したこの大衆運動はたちまちマサチュセッツ湾植民地全体に波及した。各タウンはそれぞれ二人の サチュセッツ植民地における少数者のためのとうした神権政治にたする移住民の不満は、一六三二年に、 ボストンに集合して特許状の公開を知事と参事にせまった。けれども知事と参事は特許状を大衆に 法律を制定し、土地を交付し、税金を賦課し、自由人を認定す 特許状の内容を知った大衆は、 植民地 知事と

ッの神権政治に反対する反抗者たちの出国をよびおこし、 植民地の神権政治にたいする人民の不満の爆発をおさえようとつとめた。 そこでかれらは、じぶんたちの少数者の支配に挑戦する勇気のあるすべての人たちを沈黙させることによって、この 人の暴動をひきおこした政治的危機は、 マサチュセッツ湾の支配者たちは、 しかし、かれらがより大きい政治的危機に直面しつつあることを知っていた。 この植民地のより重大な内部的闘争に発展し、 コネクチカット植民地およびロード・アイランド植民地の けれども、 一六三二年にこの植民 それはついに、マサチュセ に自由

成立にみちびい

できず、移住民を岩の多いせまい土地にとじこめようした。 に大きい活動分野をあたえることはできなかったが、同時にかれらは、多くの移住民に適当な土地をあたえることが マサチュセッツの神権政治の支配者たちは、植民地大衆から政治的権力をとりあげ、ピューリタン大衆の政治能力 マサチュセッツ湾植民地の政治的危機は、こうした非民

主主義的な土地政策に反対する移住民たちの土地要求の経済的闘争とむすびついていた。

ŋ 配下にのこるということを条件にして、 い土地をもとめて、 政治に反対し、権力をひろく大衆のあいだに分散させようとするフーカーの思想に共鳴した。 ピューリタンの自由主義的な牧師、 な土地のあることを知ったときには、この植民地の支配者の保守的な土地政策にたいする小農民の不満は激化した。 従事していたが、 の信徒とともに一六三九年にハートフォードにおもむき、ここをこの新らたに生まれた植民地の首都とした。 たって、ニュータウンおよびその他三つのタウンの小農民たちは、自由と土地をもとめてコネクチカット河流域に移 ジョン・コットンとかれの参事の反対のために若干おくれたが、一六三五年五月五日に、 を民主主義的運動を促進するために利用した。フーカーの指導のもとに、 ーチェスター、ロクスベリー、 かれらは、 ハートフォード、ヴインゾール、およびウェザースフィールドに定住した。 かれらの切実な要求は新しい土地を獲得することであった。 コネクチカット河流域に移住する許可をマサチュセッツの総会に請願した。 ニュータウンおよびウォータータウンの小農民たちは、 トーマス・フーカーのニュータウンの教会に集った移住民たちは、 これらの小農民の出国は許可された。 ニュータウンの移住民たちは、 かくして、 かれらがコネクチカット河流域に豊富 一六三五年とその翌年にわ マサチュ たがいに密集して農業に フーカーじしんもかれ フーカーはかれの教会 との請願の許可は、 セ ッツ植 植民地の神権 自由と新し 民 /地の支

4

戦争の勝利は、コネクチカットに移住した小農民たちに、かれらじしんの独立した政権をうちたてる織会をあたえた。 チカット河流域への白人の侵出は、インディアンとのあいだに一六三七年にペキュオト戦争をひきおとした。ペキュ 三人の代議員を選出した。これらの代議員はハートフォードに集合し、総会をもった。そうこうするあいだにコネク ウンの移住民たちは政治的独立の理想を根づよくもっていた。インディアンとの戦争におびやかされた移住民たちは オト・インディアンは、マサチュセッツ、コネクチカット、プリマウス植民地の連合軍によってうち敗かされた。 マサチ ュセ ッツの支配者は特別の委員をつくってこの新しい三つのタウンを支配しようとつとめたが、 との

75 をけっしてつくりださなかったとはいえ、一六三五年の以前にマサチュセッツの自由人がピューリタンの指導者から が成立し、三つのタウンはそれぞれ四人の代議員をこの総会に送った。総会は知事および参事とともに集合し、総会 た。この基本法は、代議制政治の樹立と人民によるすべての役人の選出を規定した。そしてそれにもとずいて、総会 れらじしんの政権の骨子となった『コネクチカット基本法』("Foudamental Orders of Connecticut,)を制定し めの、安全弁となったという点にある。それでもなお貴族政治の精神は総会における否定的発言を参事にあたえた一 ひきだした獲得を記録した。 よって廃棄されたり、 選出および公職につく権利をもった。この総会は一六九八年までは一院制度であった。 は土地の交付、 ネ ッテルスは、 フーカーの指導のもとに、ハートフォード、ウインゾール、ウェザースフィールドの移住民たちは、 課税、 コネクチカット基本法についてつぎのようにのべている。『基本法』は、それが総会の多数決に あるいは修正されたりするかぎり、近代的意味における憲法ではなかった。それは、民主主義 法律の制定、 それの特別の意義は、参事が永久的な、自己持続的な支配階級とならないようにするた 自由人の認定にかんする権限をもった。そして自由人が知事、参事、 しかし参事は拒否権をもっ 代議員の

地は宗教的自由にかんする伝統的なアメリカの政策となったものをはじめて宣言した。』 的な同盟は、 かったけれども、それは人民の政府または地方的政府にむかってのいちじるしい前進をとげた。 くに地方的民主主義が発展した。ロード・アイランド人はまた、ウイリアムスの分離的思想にもとずいて、宗教的自 律を地方におしつけることを拒否する権利をもった。こうしてロード・アイランドでは、小土地所有の基礎上に、 mbly) П 1 ボートマウス、ニューポートおよびワーウィックの移住地が建設された。一六六四年にイギリス政府はこれら四つの れは五人の友人とともに、今日のプロヴィデンスにおもむき、 由および国家と教会との完全な分離を主張した。こうして『ロード・アイランドは、厳密な意味での民主主義ではな ムスの民主主義的原則にしたがって組織された。一六五○年以後、ロード・アイランドの自由な土地の所有者は、 イリアムスは イリアムスによっておこなわれた。ロガー・ウイリアムスは十七世紀におけるもっとも進歩的な思想家であった。 ・ド・アイランドのタウンに同盟をつくる許可をあたえた。こうして新しくつくられた同盟は、 サチュ を構成した。各タウンの選挙権をもつ人びとは、総会に法案を提出することができ、また総会が制定した法 参事および代議員を選出する権利をもった。そして代議員は、 のちにアメリカ合衆国がつくりだしたフェデラリズムの思想の手本をしめした。そしてこの小さな植 ッツの神権政治にたいするもう一つの攻撃は、 かれのマサチュセッツ指導者にたいする攻撃のために、その植民地から追放された。一六三六年にか 神権政治にたいする恐れの知らない反抗者、 ロード・アイランド植民地を建設した。 知事、参事とともに総会 四つのタウンの任意 ロガー・ウイリア (General asse 数年ののち、 ガー・ウ 毎

以上要するに、 アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二) ニュー・イングランドにおける政治的民主主義のための闘争は、 けっして真の民主主義を達成する

ランドでは顕著であった。そこでは、大プランテーションのかわりに小農民が農業の基礎をつくっていた。 に、発展した。 民地のタウンおよび村落の集会では、 ことはできなかったとはいえ、 イングランドのタウンの集合は、 フォースターはつぎのようにのべている。 それは民主主義にむかっての大きい前進をしめした。とくにニュー・イングラ 一方においては、とくに植民地の初期においては、 地方的民主主義が、 『この発展しつつある地方的民主主義は、ニュー・イング ロード・アイランド植民地でもっともよくしめされたよう イギリスにおこりつつあっ 1

を演じた新しいフロンティーア小農民型の民主主義を表現するものであった。」 また他方においては、それはアメリカ合衆国およびカナダにおける自由のための闘争においてあれほど決定的な役割 大なブルジョア・デモクラシーの変化を、植民地の他の多くの地方の集合におけるよりも、 はるかに多く反映した。

ヴァジニア植民地における政治組織とヴァジニアにおける反乱

移住地が建設された直後のヴァジニア植民地では、イギリス国王によって任命された十三人の参事から構成された

植民地おけるイギリス国王の主権を行使した。しかし一六〇九年―一六年の特許状は植民地の支配権

会社の株主の総会(General Court)は会社のすべての役員を

こない、参事は軍人の称号をうけ、 事と参事をつうじて植民地を支配した。一六一〇年と一六一八年のあいだ、 選挙する権利があたえられ、 また法律を制定し、土地を交付する権利があたえられた。そして会社は、 移住民は兵士となった。そして植民地は実質的には会社の軍事的前戦基地の性格 知事は厳格な法律のもとに独裁政治 現地に住む知

を実質的にヴァジニア会社に移した。それと同時に、

勅任参事院が、

をおびた

けれども、 **とうした独裁政治と植民地の軍事的性格は、** 植民地を利潤のあがる源泉にはしなかった。移住民たちは

五年間にヴァジニアの煙草生産は急速に増大した。こうした事情のために、 移入された煙草の生産がこれらの生産物よりもいっそう利潤の多いことを知ったからである。 ガラス、絹、 酒の生産に従事したが、それは成功しなかった。なぜなら、 移住民たちは、 会社の指導者は新しい政策を採用した。 一六一二年にヴァジニアに 煙草の移入後、 わずか

煙草生産を促進し、それによって植民地からの利潤の増大を計画した。

会社は、一六一八年に、ヴァジニアの移住民に土地と自主政治をあたえるという刺戟によって

この新政策のもとで、

こうして、ヴァジニアの荒野のなかに民主主義のさいしょの萠芽が植えつけられることになった。

サー・エドウィン・サンディスはこの計画を実行するために、会社の理事会を説得し、

ヴァジニア会社の財務官、

この代議制の assembly は サー・ジョ ージ・ヤードレイを植民地の知事に任命し、 House of Burgesses とよばれた。そしてそれは、一六一九年八月九日にジェームズ 植民地に代議制の assembly を創立するように指令した。

75 政治秩序のなかに導入された』ことを意味し、それは『北アメリカに適用された民主主義制度の最初のもの』であった。 タウンで第一回の会合をもった。この House of Burgesses の創立は、『自主政府の萠芽がイギリス領アメリカの

済的には、 の土地を、 それと同時に、 小土地を所有するところの新しい財産所有者の階級を創出し、 一六一六年以後に渡航したものにたいしては五十エーカの土地をあたえた。 ヴァジニア会社は、一六一六年以前にヴァジニアに渡航したものにたいしては一人につき百エーカ 政治的には、この所有財産にもとづく植民 会社のこの新しい政策は、

けれども、 アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二) House of Burgesses の機構はけっして民主主義の原則に忠実でなかった。というのは、そこで通過

地人の政治的発言権をあたえた。

九七

八

た法律は知事によって拒否されえたし、 またイギリスの会社によって廃棄されたからである。

ヴァジニア植民地は王領植民地となった。けれども植民地にたいする支配権のとうした移動は、 げる口実をあたえた。 に変っただけである。 政治的構造を本実的には変化させなかった。 て会社とジェームズ一世との対立をひきおこし、 そののち、 ヴァジニア会社のオランダ商人との煙草貿易の政策は、 House of Burgesses はそのままのとった。 その結果、 一六二四年にヴァジニア会社は解体され、会社の権利と権力は国王の手にもどり、 ただ知事と参事は会社によってではなく、 ついにそれは、 ジェームズ一世にヴァジニア会社の特許状を取りあ 国王の収入の源泉としての関税の問題にかんし 国王によって任命されるよう この植民地における

ことは知事をしてかれの党派を形成する可能性をあたえ、 知事は参事院で投票権をもち、そのメンバーの一員であった。 は植民地の宗教的代表者であった。 国王によって任命された勅任知事は、 知事はまた立法府を召集または解散させる権限をもち、 行政、 軍事、外交および土地交付にかんする権限があたえられ、 ときには House of Burgesses を支配することさえ可能 知事はまた地方官吏を任命する権限をもったが、この 拒否権をもった。 同時 さらに にかれ

かった。そしてこのことは、 メリカ植民地におけるもっとも有力な政治勢力であり、戦略的地位をしめた。 によって任命され、 参事から構成された参事院は、 参事は植民地の情勢に熟知していたために、 それは通常、終身官であり、 参事の知事にたいする優越性を、 ヴァジニア植民地だけにかぎらず、その他の私領植民地においても、 かつ植民地の大土地所有者・大プランターおよび商業資本家の代表 知事はしばしば参事の情報と忠告に依存しなければならな 参事にあたえた。ネッテルスは、 王領植民地ヴァジニアでは参事は国王 十七世紀のアメリカ 十七世紀のア

植民地 知事は参事の同意なくして行動することはできなかった。 の代議院を骨ぬきにし、 た。参事院の戦略的地位は、十七世紀をつうじて、参事をヴァジニアの政治的重心たらしめた。その寡頭政治は民選 法案を拒否することができた。 ことができた。……立法府の上院として参事院は法案を提出することができ、 は植民地のもっとも金持ちの連中に特典をあたえなければならなかった。また知事は参事院をつうじて参事に近づく だおける参事院と参事のもつ政治的意義とその役割についてつぎのようにのべている。 じぶんたちに対立する知事を坐折させ、 植民地の最高法廷として、 知事はかれの職務から個人的利益をえようと思えば、 参事院は地方法廷および治安判事を支配することが 弱い知事を支配し、 また民選の代議院によって提出された 価格で特典を売ることに応じる 『そればかりでなく、 かれ

ものと取引した。

の利益をまもるためにそれを利用することのできた人民の手中にあった有力な道具であった。」 年までは第二次的な重要性しかもたなかった。 の賦課は、 よって選出されたこの代議院は知事および参事の貴族的専制を制限することができた。 他方、 全体としての植民地の利益を守るために、参事院と House of Burgesses とは行動を統一することさえあっ したがって、House of Burgesses は、『イギリス国王および金持ちのプランターの侵略にたいしてじぶんたち すでにのべたように、王領植民地になった以後も、 House of Burgesses の同意を必要としたからである。そしてときには、 知事と参事はこの民選の代議院に圧力を加えた。けれども、 House of Burgesses は存続したが、それは一六八九 反動的な知事の専制に対抗 なぜなら、 法律の制定と租 自由人に

に投票権をもっていた。 六七〇年以前においては、 奴隷および年期奉公人は非自由人として投票権から除外されていた。 土地の自由な保有者と小作農民が自由人であり、 こうした自由人だけが代議員の その後、 大量の年期奉

アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二)

九九

C

る貴族的専制をおびやかした。 公人がその緑属期間を満了するにつれて、財産をもたない自由人の階級が発生した。そしてかれらは知事と参事によ そのために、 植民地の支配者たちは、一六七〇年の法律によって、これらの階級の人

たちから投票権をとりあげた。

ァジニアの参事ウイリアム・クライボーンの支配下にあったケント・アイランドにたいするバルチモーア卿の要求を 植民地における自主政府の問題は、はやくも一六三五年にヴァジニアに反乱を勃発させた。この反乱は、

支持した反動的な知事サー・ジョン・ハーヴェイの行動に反対して勃発した。

るのに成功した。その結果、より自由主義的な知事、 人のヴァジニア人は、もと年期奉公人、サミュエル・マセウスの指導のもとにこの反動的な知事を植民地から追放す ために、 ト・アイランドからは代議員が House of Burg sses に選出されていた。参事も代議員も、植民地の全体の利益の は参事院の議員を逮捕し、クライボーンを植民地の財務官の地位から罷免する命令を出した。 参事院はケント・アイランドはヴァジニアに属するものと宣言してクライボーンに味方し、 植民地の利益を裏ぎった反動的な知事に反対する闘争において行動を統一した。一六三五年に武装した数百 ジョン・ウェストが House of Burgesses の同意のもとに任 知事に反対した。 ところですでに、

のあいだの衝突が発展し、 に、もう一つの反乱が勃発した。 それから約三十年ののち、ヴァジニアでは、イギリスにおける一六四二年—四六年のブルジョア革命の影響のもと この衝突がヴァジニア内部のもう一つの鋭い政治闘争となって反映されたのである。』 14 すなわち、この時期には、イギリスでは、 『スチュアート専制と国会派民主主義と

命された

一六三五年の反乱の指導者、クライボーン、 マセウスおよびウェストの指導のもとに、主として小プランターから

アにたっした。かくて反動的知事バークレイの成功は短命におわった。バークレイはクロンウェルの強力な艦隊と植 うにヴァジニア人を説得することに成功した。しかしその時に、チャールズ一世が処刑されたという情報がヴァジニ 言し、それを実行した。しかしこのことは、革命勃発の年にヴァジニアに赴任したばかりのロイアリストの知事、 民地内部の反対に直面して、 ー・ウイリアム・バークレイと正面から衝突した。バークレイはチャールズ二世をイギリス国王として認めさせるよ なる民主主義的なヴァジニア人は、 一六五二年にその地位を辞職せざるをえなくなった。 一六四七年と四八年に、 かれらがイギリスの国会派勢力と協力連帯することを宣

すぎなかった 実質的には、 れ 獲得することができた。 こうしてヴァジニアは、 反乱が勝利したためにヴァジニア人は、『自由人として生まれたイギリス人がもっているのと同じ自由と特権』とを 投票にたいするすべての自由人の権利がみとめられ、 一つの独立した共和国であった。 クライボーンが植民地の財務官に、ベントが知事に、選ばれた。そして宗教的自由が宣言さ 知事バークレイの辞職後、クロンウェルと国会がイギリスを支配していた八年のあいだは、 わずかに、 忠誠の誓言だけがヴァジニアを本国にむすびつけていたに 知事と参事の選出は House of Burge ses に委された。

は 衝突も急迫した性格をおびるようになった。一六七五年 階級と小農民およびその他の勤労大衆とのあいだの、階級的相違は鋭くなった。そしてそれにつれて、植民地の階級 十七世紀の後半においては、アメリカの全植民地をつうじて、大土地所有者・大プランターおよび大商業資本家の 十七世紀半後に多くの植民地で瀕発した階級衝突のうちでももっとも強力なものであり、それは大土地所有者 ―七六年のヴァジニアにおけるナサニエル・ベイコンの反乱

アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二)

大プランターおよび大商業資本家の貴族的支配体制の基礎をおびやかした

びいた。 もっていなかったので、大プランターからその資金を借りいれた。 の年期奉公人たちはその隸属期間をおえて自由人となった。 の購入に投資し、経営規模を増大させた。また有利な毛皮取引はこの傾向を助長させた。他方、この同じ期間に大量 六四〇年と一六六〇年のあいだは、ヴァジニアの煙草生産は有利であり、それはヴァジニア植民地を繁栄にみち 大プランターたちは煙草生産から手にいれた多額の利潤を、 かれらはフロンティーアで小さい農場を経営する資金を したがって、 かれらの所有地の拡大、 大プランターはこれらのフロンティ 年期奉公人および奴隷

ーア小農民の剰余労働を利子のかたちで搾取することができた。

けれども一六六○年以後は、ヴァジニアの経済状態は一変した。一六六○年にスチュアート朝が復活し、

ールル

えた。 年に、Staple Act を制定し、イギリスの植民地貿易独占を強化した。これらの法律は、 イギリス・オランダ戦争(一六六四年—六七年)を勃発させた。これらの出来事は、 業資本をイギリス植民地の貿易から駆逐することを目的とするものであった。 na Carte of the Sea とよばれ、その後のイギリスの植民地貿易独占の基礎となった。 ズ二世が王位についた。この新しいイギリス国王は、 Acts of Trade and Navigation を制定し、 一六六一年にそれを再制定した。 一六六〇年に、 ロンドンの商業資本を満足させる通商政策に同 イギリスのこの措置はついに、 煙草植民地に大きい打撃をあた この法律は、England Mag さらにイギリスは一六六三 直接的には、オランダの商 第二次

の煙草はイギリス以外へは輸出することができず、 植民地の煙草は植民地の煙草生産者の思うところに輸出されたのであるが、この新しい航海条令のもとでは、 一六六〇年および六三年のいわゆる航海条令は、 煙草の価格をいちじるしく低下させた。なぜなら、 しかもその価格はイギリスの商人によって低く定められたからで それ以前 には

ある。そのために、一六六〇年以前には一封度につき三ペンスの価格を維持していた煙草は、それ以後は一封度につ き二分の一ペニーに、ときには四分の一ペニーにその価格が低下した。

他方、イギリス植民地貿易からのオランダ商業資本の駆逐は、オランダから植民地におくられた価格の低いオラン

かつより高い価格で、購入せざるをえなかった。そのために、 ダ商品の供給を切断した。そして航海条令のもとでは、 植民地人は必要なヨーロッパ商品をイギリス商人からのみ、 植民地の生計費はいちじるしく上昇した。

煙草の低価格と生計費の上昇に苦しんだ煙草生産者たちは、

煙草生産からの収入を少しでも多くするために、

生産

の過剰生産を促進し、 物単位あたりの収入の減少を総収獲量の増大によって償わうとつとめて、煙草生産を拡大した。しかしそれは、 ランドにおける農民の負債は、すでに五万ポンド・スターリングにたっした。 価格をいっそう低落させるのに役だったにすぎなかった。一六六四年には、ヴァジニアとメリ 煙草

は公海からイギリス商船を駆逐し、イギリスの植民地貿易を攪乱し、平和な貿易条件を破壊した。一六六七年にオラ ンダの軍艦は二十隻のイギリスの煙草輸送船団を捕獲した。また海上輸送の危険は、平時には一トンにつき七ポンド そのうえに、 第二次イギリス・オランダ戦争は、煙草植民地の経済的困難をいっそうひどくした。オランダの艦隊

スターリングの煙草の運賃を十二ポンド・スターリングないし十七ポンド・スターリングに騰貴させた。 六六七年に一時的に平和をとりもどしたイギリスとオランダとは、一六七二年にふたたび交戦状態にはいった。

必要とする農具その他のヨーロッパ商品の供給をいちじるしく減少させ、それと同時に煙草の価格をいっそう下落さ この第三次イギリス・オランダ戦争(一六七二年―七四年)のときに、 ジェームズ河の河口で九隻のイギリスの煙草輸送船団を捕獲した。さらに、これらの戦争はヴァジニア植民地が オランダの軍艦はふたたびヴァジニアを攻撃

せた。 は平時の四分の 3 1 ・ロッ 一に低下した。 製品は、 五つのプランターについてただ一つのプランターの必要をみたす程度であり、 煙草の価格

全家畜の二分の一を奪いさった。 ヴァジニアの経済的困難をさらに加重させたのは、一六七二年―七三年冬の流行病であった。それはヴァジニアの

きた。これに反して、フロンティーア小農民たちは、不況による損失と大プランターからの圧迫とのためにいちじる 転嫁することによって、 民地のあらゆる階級に一様に影響しなかった。金持ちの大プランターは、不況による損失をフロンティーア小農民に しく窮乏した ところで、こうした航海条令および戦争による植民地の経済不況と自然的災害による経済的被害とは、けっして植 この不況にもちこたえることができたばかりでなく、 かれらの地位を強化することさえもで

する貸付利子を取得することができた。そのうえに、インディアンとの毛皮取引は大プランターに巨額な利潤をあた 対応して生産費を削減することができた。さらに大プランターはイギリス商品をかれらのイギリスの代理店から購入 数は五百人増大した。大プランターはこれらの奴隷の労働をいっそうひどく搾取することによって煙草価格の低落に る法律の規定にもかかわらず、 えた。毛皮取引は非常に多額の利潤をあたえたために、 して、これをより高い価格で小農民に転売することによって、商業利潤を手にいれることができ、 とくに奴隷を購入することができた。たとえば、ヴァジニアでは一六六三年から一六七一年までのあいだに、 大土地を所有する大プランターは、イギリスからの信用を手にいれることができたために、 積極的にそれに従事した。 知事でさえも、 官吏のこういう取引に従事することを禁止す 大量の年期奉公人を、 また小農民にた 奴隸

できない小農民たちは、抵当にはいったかれらの土地を失った。そして小農民の土地の喪失のうえに大プランターは 滅的な影響をあたえた。 他の必需品を購入せねばならない貧乏な人たちにとっては、きわめて少ないものであった。』 さらに、 ニアの財務官は、一六六七年に、小農民の窮乏について、ヴァジニア植民地の平均的な煙草生産者の年収入は五シリ ことができなかったからである。さらに大プランターからの債務の増加は、かれらの利子負担を増大させた。その**う** な立場においこめられた。なぜなら、小土地しかもたず、資金に乏しいこれらの小農民たちは、生産費を低下させる 七三年の冬の五万頭の家畜を奪いさった流行病は、家畜の飼育が生活維持の重要な手段となっていた小農民たちに破 ングであったと評価し、つぎのようにのべている。『それは、税金がさしひかれたときには、恐らく妻子を養いその **これに反して、フロンティーア小農民たちは、生産費を低下させた大プランターとの競争において、きわめて不利** あとでのべるように、ヴァジニアにおける人頭税は、小農民のわずかな収入をほとんど全部収奪した。ヴァジ その結果、大プランターにたいする小農民たちの債務はいっそう累積したが、 債務の返済 一六七二年一

映された ヴァジニア植民地におけるこうした経済不況と階級的相違の激化とは、この植民地における政治的危機のなかに反

かれらの土地をいちじるしく集積させることができた。

またチャールズ二世の代理人として、 じぶんたちの個人的な土地交付および税金の免除のために利用していた。知事バークレイは、支配階級の一員として 十七世紀後半におけるヴァジニア植民地の政治支配は、大土地所有者・大プランターの手中に完全ににぎられてい 知事サー・ウイリアム・バークレイと同盟して、参事院内のすべての要職を占め、そして、参事院を 勤労大衆を『人間の屑』とみなし、強硬な方法でこれらの勤労大衆を支配しよ

アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二)

うと考えていた

選挙がおこなわれなかったことはたしかであった。 げを命じ、 維持強化しようとつとめて、さらに知事と参事は、 間のあいだは代議院の選挙は一回もおこなわれておらず、一六六一年と一六七六年の十五年間のあいだは一回以上の さえも そればかりではない。知事と参事は、本来はすべての自由人の利益を代表すべきはずの かれらの階級支配の付属物にかえ、実質的にそれを支配した。一六六六年と一六七六年との少なくとも十年 一六七〇年の法律は、 土地を所有しないもとの奉公人の投票権を取りあげた。 立法府に土地の自由な保有者でない自由人からの投票権の取りあ 自由人の政治的発言力を制限し、じぶたちの独善的な貴族政治を House of Eurgesses を

の治安判事は納税者の同意なしに税を課することができた。また治安判事は十ポンド・スターリング以下の訴訟事件 さらに、 知事と参事は地方政治をも完全にその手中におさめた。 かれらは治安判事を任命することができ、

を裁判する権限をもった。

手中に完全ににぎられていた。 とのように、 ヴァジニア植民地の支配は、行政上も司法上も、知事と参事によって代表される一握りの支配階級の

理由にもとづいて、人頭税につよく反対した。 小農民たちは、 されていた。 むけられた。一六一九年以来、政府の主要な収入は、 ヴ ジニア植民地の小農民の大きい不満はさらに、 大プランターもかれらが所有する年期奉公人および奴隷にたいして人頭税を払わねばならなかったが、 人頭税の課税対象における相違よりも、 小農民たちは、 自由人、 支配階級によって決定され、 土地所有の大きさにおける相違の方がはるかに大きいという じぶたちの家族の人員のために支払わねばならない税 年期奉公人および奴隷に課せられた人頭税からひきだ 賦課された租税制度にたいしても

てさいでに、勤労小農民たちは、 たげ、そうすることによってじぶんたちのための土地獲得の機会がいっそうひろくひらけるであろうと考えた。そし さるべきだと要求した。そしてかれらは、土地所有にもとづく課税は、 二万エーカの土地を所有する大プランターの支払う税額に等しいと主張し、租税は土地所有にもとづいて徴収 かれらの乏しい収入から徴収された税は、知事とその一派の私腹を肥やすために使 投機的目的のための大土地所有の集積でさま

用されていると非難した

徹させるためのすべての道はふさがれてしまった。 かれらの政治への参加の機会を奪った。こうして、勤労人民の政治的・経済的要求を合法的な平和的手段によって貫 立をいちじるしく激化させた。それと同時に、一握りの支配階級への政治権力の完全な集中は、 よる大プランターへの富と土地の集中、不当な不公平な課税は、大プランターと独立自営小農民とのあいだの階級対 とのように、航海条合および戦争による経済不況、この不況のもとにおける勤労小農民の窮乏化、小農民の管性に 広汎な勤労人民から

かくて、ヴァジニア植民地には、革命的情勢が急速に成熟しつつあった。 とういう急迫した情勢のなかで、 一六七五年に、

戦争がはじまった。このインディアン戦争がヴァジニアの革命的状勢に火を点じる導火線となった。一六七五年に

西ヴァジニアにおいてインディアンとフロンティーア小農民との

この移動は、 ネカ族の襲撃がサスキュ ーア小農民は知事バークレイに援助をもとめた。バークレイは小数の軍隊を召集したのち、ただちにそれを解散さ 小競合のつづいたのち、ついにインディアンによるフロンティーア住民の大虐殺となった。憤激したフロンテ アメリカ植民地における民主主義と民族独立の闘い(二) フロンティーアにおける白人移住民とインディアンとの現存の均衡をくつがした。インディアンとの紛 エハノック族の一隊を西ヴァジニアへ駆逐した。サスキュエハノック族の西ヴァジニアへの

政策を採用した。 る巨額な利潤をなくしてしまうおそれがあったからである。さらにまた、ヴァジニアの少数者による貴族的専制に反 せた。そして知事はインディアンへの積極的な攻撃の代りに、主要な河川の瀑布に保塁を設けるという消極的な防禦 というのは、インディアンにたいする積極的な攻撃は、 大プランターと知事との毛皮取引から生じ

対していた小農民たちに武器をわたすことは、大プランターとむすびついた知事と参事の政府にたいする小農民たち

の武装闘争をひきおこすかも知れないと、支配階級がおそれたからである。

とのかれの経験は、 てあつまった。 知事の消極的な防禦政策に不満の極にたっした小農民たちは、ナサニエル・ベイコンの指導のもとに、武器をとっ ナサニエル・ベイコンは参事であり、 かれを知事の消極的なインディアン対策にたいする強硬な反対者にした。とくに、 かつプロンティーアのプランターではあったが、インディアン ヘンリコ郡の

ある。 Sol トン、ジェファーソンおよびサミュエル・アダムスの先駆者であった。」 の祖父の名を襲ってかれの名がつけられた――は、チャールズ一世に反抗した内乱において国会派の味方だったので ーテンベイカーによれば、『専制にたいする闘争の伝統を故国からうけついでいた。というのも、 のちは、 かれじしんのプランテーションがインディアンによって襲撃され、かれの監視人がインディアンによって虐殺された いしても、つよく反対していた。ベイコンは、 参事の独善的な貴族政治を特徴ずけた不公平な課税、代議院の骨抜き、小農民にたいする非民主主義的な取扱 ベイコンは、 かれは知事の防禦政策にいっそう強く反対した。この二十九歳の若者は、アメリカの伝記家、T・J・ヴァ 知事のインディアン対策にたいしてばかりでなく、さらに大プランターとむすびついた知事と 『弱い人びとの擁護者であり、不正にたいする反抗者であり、 かれの祖父――と ワシン

ベイコンは、

武装したフロンティーア小農民の義勇隊を組織し、その先頭にたってインディアンに向って進軍し、

事バークレイは反革命軍を組織した。ベイコンとかれの部隊はただちにひきかえし、 た。新しいインディアン攻撃のために、ベイコンの指導する農民部隊がフロンティーアにむかっているあいだに、 てベイコンに軍事的職権をあたえることを拒み、 の新しい選挙を命じた。 から罷免した。しかしベイコンは小農民のあいだで圧倒的な支持があったために、知事は妥協せざるをえず、代議院 これに猛烈な攻撃を加えた。しかし知事バークレイは、ベイコンに軍事的職権をあたえることを拒み、そして、ベイ および海岸の旧地帯の小農民が武器をもってベイコンの部隊に参加した。 コンがかれの農民部隊の解散をききいれなかったときに、 かれらが海岸にむかって進軍しているあいだに、大プランターがもっとも恐れていた逃亡年期奉公人、逃亡奴隷 ベイコンはこの選挙でかれの郡から代議員に選ばれた。反動的な知事は、 かれの勧告をいれず、フロンティーアの政策の変更をみとめなかっ かれの行動を有罪と決定し、かれを反逆者と宣言して参事 首都ジェームズタウンに進軍し しかし、依然とし 知

の後一六七七年一月に、 ベイコンは知事バークレイにたいする勝利の直後に、 数の代議員によっておこなわれることとなった。こうしてヴァジニアの人民は一連の民主主義的成果をかちとった。 の法律によって、すべての自由人に投票権があたえられ、参事の免税が禁止され、郡の課税額の決定は治安判事と同 た。ベイコンの革命的指導のもとに、新しい代議院がひらかれ、政治を人民にかえすための法律が通過した。これら ベイコンは『人民の同意による将軍』として政権をにぎり、イギリス本国からの知事の援軍にそなえて準備をした。 一六七六年の秋には『自由人、年期奉公人および奴隷』から構成されたかれの政権は絶頂にあった。しかし不幸にも、 ベイコンとかれの部隊は、ジェームズタウンを占拠した。知事バークレイは逃亡し、残った知事の一味は投獄され バークレイの反革命軍に敗れ、 熱病のために病死した。指導者を失ったベイコンの部隊は、そ 反乱は鎮圧された。バークレイは二十三人のベイコンの同志

ァ

イギリス本国に召還されたが、ベイコンの反乱はけっきょく反動勢力の勝利におわった。 を処刑し、その他のものの財産を没収した。 その間にイギリスの軍隊が植民地に到着した。 バークレイはその直後

専制は強化された。 主義的変革はその実を結ぶことはできなかった。 すます強く依存するようになった。 いする敵対におそれをなして、 という二つのものを獲得した。 けれども、 ヴァジニアの小農民は、 経済的には、大プランターは、この反乱において自由人たちによってしめされたじぶんたちにた かれらは、 だが他方では、 この反乱の結果として、 将来の自由人をうみだす母体をなす年期奉公人ではなく、ネグロ奴隷 - 反革命の勝利とともに、ヴァジニア植民地の政治組織にたいする民主 参事の権力とかれの特権的地位は強化され、 インディアンとの平和取りきめと反動的 大プランターの 品な知事 Ò 龍兔

いても、 一六七〇年の自由人の投票権を制限する法律の復活を主張した。それと同時に、 他方、 反乱の基本的原因となった植民地貿易独占の政策をひきつづき固執した。 イギリス本国のスチュアート専制は、この反乱後に、 自由人の投票権を拡大するいっさいの方法に反対し、 イギリスの重商主義は、 反乱後に

おとっ ヴァジニアの人民は、 乱後において、 な闘争をなんらおこすことができなかった。 こうした植民地内部における大プランターの政治的・経済的支配の強化とイギリスの重商主義政策の継続とは、 た。けれども、 ヴァジニアにおける階級対立をいっそう鋭くした。一六八八年にもういちどいわゆる これら反乱は、 一六八八年——八九年のイギリスの イギリス本国と植民地内部との反動勢力によって徹底的に粉砕されたために、 とはいえ、ヴァジニア人は、 『革命』 の情報に接したときに、 スチュアート専制の没落に心からの歓びを それに相呼応して積極的 『煙草反乱』 が

感じ、凱歌をもってそれをむかえたのであった。

の階級衝突の一つであった。そして、ナサニエル・ベイコンによってしめられた貴族的専制に反抗する精神とこの反 あいだに富と権力とを分散させようとする民主主義勢力とのあいだの、十七世紀後半におけるアメリカ植民地の最大 以上要するに、 ベイコンの反乱は、少数者の手中に富と権力とを集中させようとする貴族的専制勢力と大多数者の

乱におけるフロンティーア独立小農民の英雄行為とは、メリーランドおよび両カロライナ植民地に強い影響をあたえ た。そしてそれは、これらの植民地で十七世紀後半に頻発した一連の反乱の勃発を刺戟した。

- William Z. Foster, Outline Political History of The Americans, 1951, p. 60.
- Curtis P. Nettels, The Roots of American Civilization, 1938, p. 163
- Nettels, op. cit., p. 167.
- 3

Idem, p. 168

Herbert M. Morais, The Struggle for American Freedom, 1944, p. 47.

Stanley Gray, "The Political Thought of Winthrop," New England Quarterly (Oct., 1930). Nettels, op. cit., p.

169 から引用

- Nettels, op. cit., p. 174
- Idem, p. 181
- Foster, op. cit., p. 60.
- Nettels, op. cit., p. 165
- Morais, op. cit., p. 38-39. Nettels, op. cit., p. 165-67 W. E. Dodd, The old south Struggle for Democracy, Vol. 1, p. 31. Morais, op. cit., p. 31 から引用
- Anna Rochester, American Capitalism, 1607—1800, 1949, p. 41. 「アンナ・ロチェスター、『アメリカ資本主義"

六○七年から一八○○年まで』宇治田富造訳、青木文庫、六二ページコ

Nettels, op. cit., p. 332.

Idem, p. 333. Morais, op. cit., p. 67.

Thomas Jefferson Wertenbaker, Torchbearer of American Revolution, p. 17. Rochester, op. cit., p. 43 (與訳同 上、六五ページ」から引用

Wertenbaker, op. cit., p. 56. Morais, cp. cit., p. 62 から引用

18